

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、丸亀市庄之池土地改良区から役員
の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成19年5月11日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 退任した役員

役員の種類	氏名	住所	退任年月日
理事	山内 行雄	丸亀市柞原町82番地	平成19年3月31日
〃	山内 重利	〃 〃 34番地1	〃
〃	池田 富保	〃 〃 106番地1	〃
〃	山内 登	〃 〃 183番地2	〃
〃	内池 登	〃 〃 313番地	〃
〃	横井 順一	〃 〃 273番地2	〃
〃	守屋 貞	〃 〃 451番地	〃
〃	松本 政照	〃 〃 287番地	〃
〃	小松 敏弘	〃 〃 197番地1	〃
〃	秋山 博文	〃 〃 162番地1	〃
監事	山内 格	〃 〃 356番地	〃
〃	横井 隆	〃 〃 265番地	〃

2 就任した役員

役員の種類	氏名	住所	就任年月日
理事	清水 滋	丸亀市柞原町35番地	平成19年4月1日
〃	池田 富保	〃 〃 106番地1	〃
〃	内池 登	〃 〃 313番地	〃
〃	山内 金黄	〃 〃 380番地	〃
〃	横井 研二	〃 〃 273番地2	〃
〃	松本 政照	〃 〃 287番地	〃
〃	山内 弘行	〃 〃 284番地	〃
〃	守屋 安則	〃 〃 471番地1	〃
〃	穉山 秀樹	〃 〃 316番地2	〃
〃	秋山 博文	〃 〃 162番地1	〃
監事	山内 重利	〃 〃 34番地1	〃
〃	山内 格	〃 〃 356番地	〃